

住宅用火災警報器 設置の義務化

近年、住宅火災による死者が増加しており、その半数以上の要因が「逃げ遅れ」である。火災への対応にはまず“気づく”ことが有効であるため、消防法を改正し、本年6月から新築住宅に火災警報器の設置を義務付けた。既存住宅は各市町村の条例により5年以内に設置義務となる。悲劇を食い止めるため、火災警報器の早期設置が求められる。

1 火災による死者の現状

平成17年の全国の建物火災における住宅火災（一般住宅、共同住宅及び併用住宅）の死者数は、1,220人と全体の約9割を占めている（図1）。近年、住宅は、ホテル・旅館、百貨店等の集客施設と比べて火災件数当たりの死者数が5～10倍程度となっており、建物の中で最も死者が発生しやすい用途といえる。

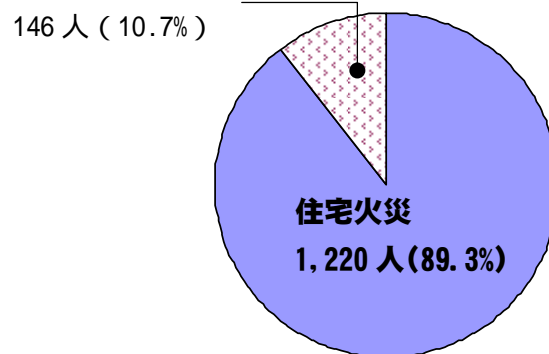
住宅火災の経過別死者の割合は、逃げ遅れが最も多く、全体の63.1%を占めている（図2）。中でも、夜間の睡眠時間帯における死者が約4割を占め、火災に気づかないために、逃げ遅れてしまうと考えられている。

また、住宅火災における人口10万人あたりの死者数を年齢別にみると、65才から69才の1.5人から高齢者になるにつれて急激に増加し、全体として高齢者の死者数が突出している（図3）。

今後の高齢化の進展を考えると、さらに住宅火災による死者が増加する恐れがある。

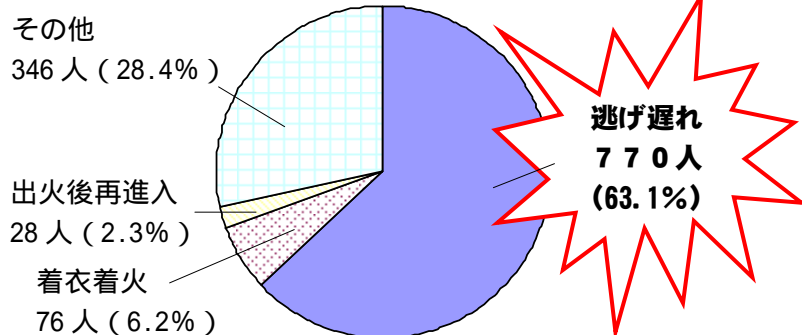
図1 建物火災に占める住宅火災の死者数

（放火自殺者等を除く）



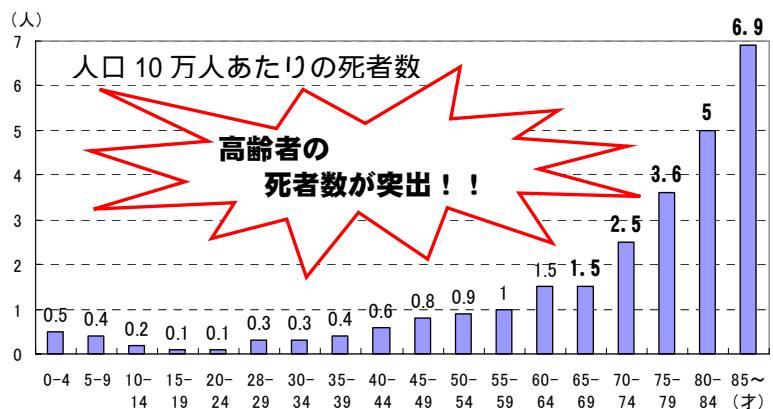
出典：総務省消防庁「平成17年における火災の概要」

図2 住宅火災の経過別死者の割合（放火自殺者等を除く）



出典：総務省消防庁「平成17年における火災の概要」

図3 住宅火災における年齢別死者の発生状況（平成17年）



出所：厚生労働省「人口動態調査」

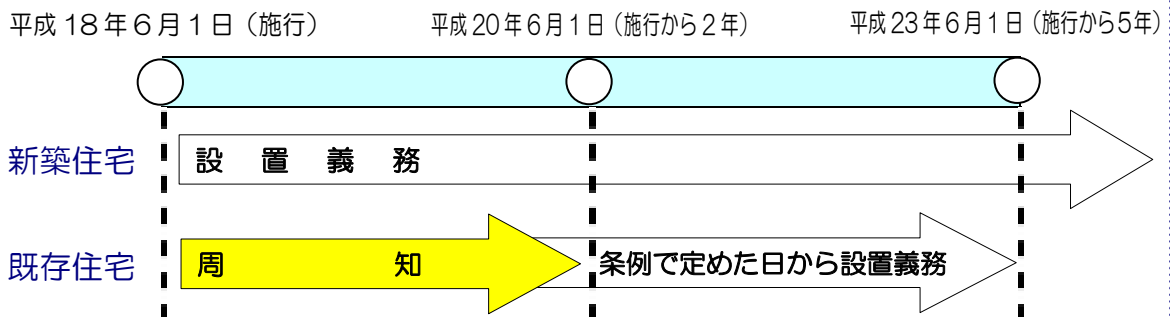
2 住宅用火災警報器の義務化と効果

(1) 住宅用火災警報器の義務化

住宅火災による死者数の急増から、床面積500㎡以下の住宅についても「煙」を感知する住宅用火災警報器の設置を義務付けることを内容とする『**消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律**』が平成16年6月に公布された。この法改正を受けて、設置場所を定めた政令が10月に公布され、設置箇所ごとの警報器の種別等を定めた省令が11月にそれぞれ公布された。

改正法は、**新築住宅に対しては平成18年6月1日から、既存住宅に対しては概ね平成20年から23年の間で各市町村条例が定める日から適用される。**

住宅火災に関する消防法令の改正の内容



東京都では、国に先駆け平成16年3月に火災予防条例を改正し、新築住宅に対して『各居室、台所、階段』への住宅用火災警報器設置を義務化している(適用は同年10月)。平成18年3月には、さらに条例を改正し、努力義務であった既存住宅にも設置を義務化した(適用は平成22年4月)。既存住宅の設置状況は、平成17年6月現在で15.9%となっている。

また、努力義務としていた維持管理についても適格な保守管理を義務化した。

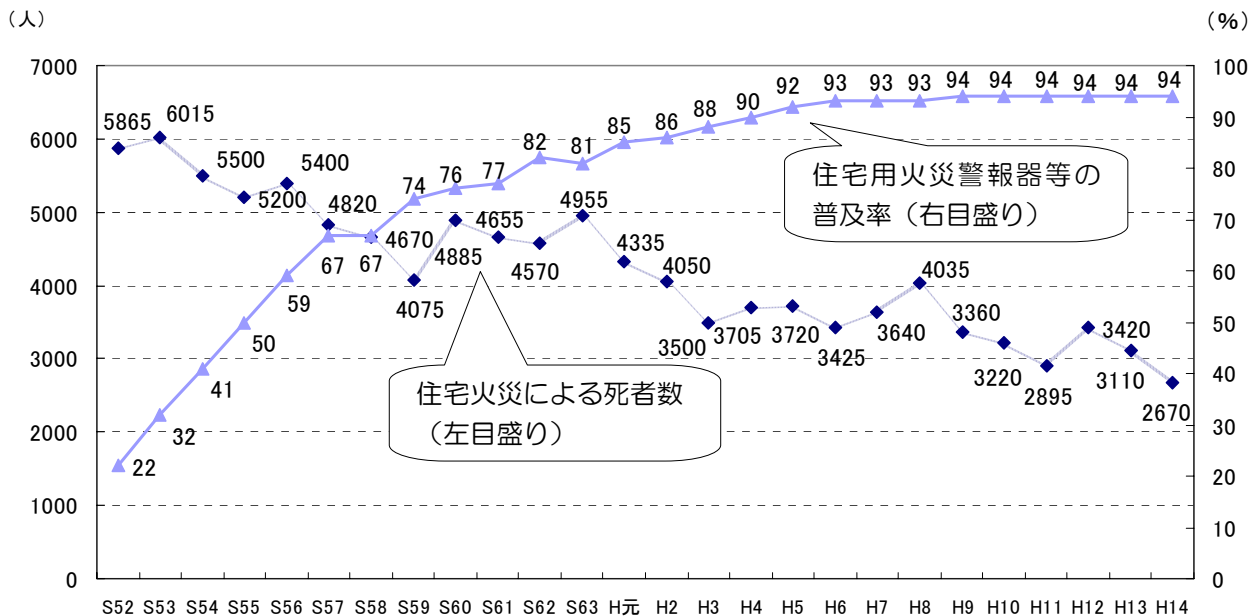
東京都における住宅用火災警報器の設置等に係る経緯

項目	内容
平成16年3月 [東京都] 改正火災予防条例 公布 (同年10月施行)	住宅用火災警報器の設置について、新築住宅に対する設置義務、既存住宅に対する努力義務を規定
平成16年6月 [国] 改正消防法 公布 (平成18年6月施行)	住宅用火災警報器の設置義務付けを新たに規定 (新築住宅及び既存住宅)
平成18年3月 [東京都] 改正火災予防条例 公布 〔適用日〕 維持管理：平成18年6月1日 既存住宅：平成22年4月1日	消防法の改正に伴い、既存住宅の設置義務化等について、火災予防条例を改正

(2) 住宅用火災警報器の効果

アメリカでは設置義務化による住宅用火災警報器等の普及に伴い、住宅火災による死者数が1970年代(昭和50年頃)の約6,000人程度から3,000人前後と、ほぼ半減している(図4)

図4 アメリカにおける住宅用火災警報器の普及率と住宅火災による死者数



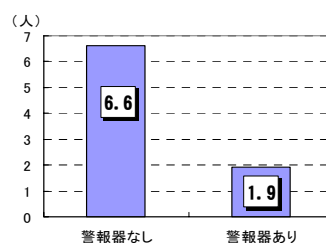
出所：総務省「総務省広報誌 平成17年6月号」

また、日本の住宅火災における住宅用火災警報器等の設置の有無での100件当たりの死者数を比較すると、設置されていた場合は、設置されていなかった場合の3分の1となっている(図5)。火災の被害に対する効果が実証されている。

図5 住宅用火災警報器等の設置効果

住宅用火災警報器等の設置の有無による死者数比較 (平成16年)

出所：総務省「火災統計」



住宅用火災警報器を設置していた家庭における奏功事例

出所：総務省消防庁

□事例1

2階で就寝していた男性は、1階の祖母の部屋の住宅用火災警報器の鳴動に気づき、階段へ出ると煙が漂っており、さらに1階へ降りると仏壇から炎が上がっているのを発見した。男性は台所にあったバケツなどで水道水をかけて消火し、自宅の電話から119番通報した。



□事例2

女性が牛乳の入った鍋をガスコンロで暖めていたことを忘れて外出したため、空焚きとなり、台所の住宅用火災警報器が作動した。夫が住宅用火災警報器の鳴動に気づき、コンロの火を消した。なお、発見が早く、火災には至らなかった。

